

第43期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月27日(火)午後1時

開催場所

東京都立川市錦町三丁目3番20号

たましんRISURUホール
(立川市市民会館)

小ホール

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.almedio.co.jp/>) に掲載いたしますのでご出席の際はご確認ください。



株主総会資料の電子提供制度が施行されておりますが、本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に対して、従来どおり一律に株主総会資料をお送りしております。なお、当社は、本制度の導入主旨を踏まえ、次回の株主総会からは電子提供制度に即した方法でご提供する予定です。

株式会社 アルメディオ

証券コード：7859
2023年6月5日

株 主 各 位

本店所在地：東京都国立市東一丁目4番地12

株式会社 アルメディオ
代表取締役社長 高 橋 靖

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.almedio.co.jp/ir/financial/shareholders-meeting/>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/7859/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「アルメディオ」又は「コード」に当社証券コード「7859」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、書面またはインターネットによって議決権をご行使いただく場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2023年6月26日（月曜日）午後6時までに到着するよう議決権行使書用紙をご送付いただくか、当社指定の議決権行使サイトより同日時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午後1時

2. 場 所 東京都立川市錦町三丁目3番20号
たましんRISURUホール（立川市市民会館） 小ホール

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第43期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第43期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①事業報告のうち「新株予約権等の状況」
 - ②事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ③事業報告のうち「会社の支配に関する基本方針」
 - ④連結計算書類のうち「連結注記表」
 - ⑤計算書類のうち「個別注記表」本株主総会招集ご通知の当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- (2) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月27日（火曜日）
午後1時




書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

（郵便局）

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

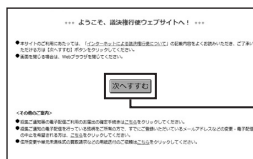
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

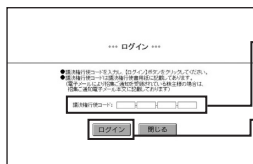
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へ進む」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の概況

① 事業の経過及びその成果

当社グループは、2022年5月13日付「中期経営計画2022の実施について」を公表し、事業構造改革のスピードを上げ、機能性材料メーカーへの転換を図ってまいりました。

新型コロナウイルス感染症拡大やウクライナ情勢など、経済環境の変化による不確実性や金融資本市場の変動の影響が懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況が続く、当社グループにおいても、半導体不足や円安による影響がありましたが、断熱材事業の売上伸長などから期初の計画値を大きく上回る結果となりました。

断熱材事業については、連結子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司において、太陽光発電パネル製造向け拡散炉用ヒーターモジュールの販売が大幅に伸長したことや、為替レートが円安に進んだことに伴う円換算額の増加等により、売上高は前期を上回りました。

アーカイブ事業については、ストレージソリューションにおいて、米国向けの産業機器用光ドライブの前倒し受注が継続しておりましたが、下半期からは例年の規模での受注となり、第4四半期連結会計期間は前年を下回ったことから、売上高は前期を下回りました。

インダストリアルソリューション事業については、光ディスク以外の媒体への移行が引き続き進んでいることから、売上高は前期を下回りました。

ナノマテリアル事業については、国内外共に幅広い業種へのサンプル出荷件数が増加し、大きな売上寄与とはならなかったものの採用が決まるなど、売上高は前期を上回りました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高49億40百万円（前期比51.3%増）、営業利益5億35百万円（前期比617.2%増）、経常利益5億69百万円（前期比482.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1億64百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失39百万円）となりました。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来「その他事業」としていたナノマテリアル事業の重要性が増したため、報告セグメントを「その他事業」から「ナノマテリアル事業」に変更しております。

断熱材事業

当事業は、連結子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司において、電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売を行っております。また、当社でも同社

製品を中心とした輸入販売を行っております。

国内は、主に工事案件を継続的に受注したことに伴い、炉材の販売が増加し、受注先の別の拠点からも引合いを受けております。また、好反応を得ている業種や顧客への横展開営業活動も展開し、成果が出ております。その他、断熱材に拘らない商材の販売が定期的な受注により増加したこと等により、売上高は前期を上回りました。

阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司は、異型成形品及び産業炉の販売が増加しました。特に太陽光発電パネル製造向け拡散炉用ヒーターモジュールが大幅に伸長し売上高に大きく寄与したことや、為替レートが円安に進んだことに伴う円換算額の増加等により、売上高は前期を上回りました。

以上により、断熱材事業の売上高は39億58百万円（前期比80.5%増）となりました。

アーカイブ事業

当事業は、重要な情報を長期に亘って保存及び利用するための長期保存用光ドライブと長期保存用光ディスクの販売を行う「アーカイブ」と、産業用及びAV機器用光ドライブの開発・製造・販売を行う「ストレージソリューション」が含まれます。

アーカイブは、長期保存用光ドライブの販売において、監視映像記録向け大型案件を受注したことや医療機器向けを中心に増加し、写真プリント店の端末向けの販売は前年の水準を維持しました。一方、長期保存用光ディスクの販売が低迷したこと等により、売上高は前期を下回りました。

ストレージソリューションは、産業機器用光ドライブの販売において、物流停滞の不安や半導体不足の影響から前倒し受注が継続していた米国向けの販売が、下半期は例年の規模での受注となり、第4四半期連結会計期間は前年を下回ったことから、売上高は前期を下回りました。

以上により、アーカイブ事業の売上高は9億23百万円（前期比8.0%減）となりました。

インダストリアルソリューション事業

当事業は、オーディオ・ビデオ機器やコンピュータ周辺機器等の規準及び調整用テストディスク等の開発・製造・販売を行っております。

テストメディア使用量の減少により、主要顧客であるカーオーディオ・カーナビ等の車載機器メーカー向けの販売が、前期の売上高を下回りました。また、AV機器市場及びPC市場においても、引き続き光ディスク以外の媒体への移行が進んでいることから、需要は減少しました。

以上により、インダストリアルソリューション事業の売上高は36百万円（前期比

32.4%減)となりました。

ナノマテリアル事業

当事業は、ナノマテリアルの研究開発・製造及び販売を行っており、ナノサイズの繊維状炭素を製品化しております。

有償でのサンプル品の販売を行い、国内外共に幅広い業種へのサンプル出荷件数が増加しております。また、本格採用の道筋が見えてきた顧客への対応を強化し、早期に採用されるよう取り組んだ結果、一部の顧客において最終段階テストやスケールアップテストを行う段階まで進展しております。こうした中、大きな売上寄与とはならなかったものの、産業分野の半導体製造装置で使用する部材での採用が決まるなど、航空宇宙・自動車関連市場に加え産業分野でもCNF用途が見込まれております。なお、本格生産拠点である福島双葉工場の稼働により、本格生産が可能となりました。

以上により、ナノマテリアル事業の売上高は22百万円（前期比41.6%増）となりました。

事業部門別売上高

区 分	期 別		第 42 期 (2022年3月期)		第 43 期 (2023年3月期)		対前期比 増 減 率
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比			
断 熱 材 事 業	百万円	%	百万円	%	%		
ア ー カ イ ブ 事 業	2,192	67.1	3,958	80.1	80.5		
イ ン グ ス ト リ ア ル ソ ル ュ ー シ ョ ン 事 業	1,003	30.7	923	18.7	△8.0		
ナ ノ マ テ リ ア ル 事 業	53	1.7	36	0.7	△32.4		
合 計	15	0.5	22	0.5	41.6		
合 計	3,266	100.0	4,940	100.0	51.3		

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は9億95百万円で、主なものは以下のとおりです。

断熱材事業において、連結子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司で販売が大幅に伸長している太陽光発電パネル製造向け拡散炉用ヒーターモジュールの生産能力の増強を目的として、1億44百万円の設備投資を行いました。

ナノマテリアル事業において、設備の拡充と福島双葉工場の建設を目的として8億50百万円の設備投資を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

項 目	期 別	第40期 (2020年3月期)	第41期 (2021年3月期)	第42期 (2022年3月期)	第43期 (2023年3月期)
売 上 高(百万円)		2,751	2,681	3,266	4,940
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(百万円)		48	△3	97	569
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)		△13	△135	△39	164
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)		△1.05	△9.24	△2.65	9.17
総 資 産(百万円)		3,412	3,475	4,349	5,809
純 資 産(百万円)		2,619	2,509	2,751	3,389

② 当社の財産及び損益の状況

項 目	期 別	第40期 (2020年3月期)	第41期 (2021年3月期)	第42期 (2022年3月期)	第43期 (2023年3月期)
売 上 高(百万円)		1,517	1,448	1,605	1,546
経 常 損 失 (△)(百万円)		△100	△136	△31	△152
当 期 純 損 失 (△)(百万円)		△114	△215	△103	△303
1株当たり当期純損失(△)(円)		△8.88	△14.68	△6.93	△16.97
総 資 産(百万円)		2,547	2,283	2,824	2,968
純 資 産(百万円)		2,049	1,843	1,883	1,986

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司	2,640,000 US \$	100.0%	電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「1.企業集団の現況(1)①事業の経過及びその成果」で記載のとおり「中期経営計画2022」に取り組んだ結果、当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益は前期及び当期計画を上回りました。また、機能性材料メーカーへの転換は進んでおり、引き続き計画に沿った施策を講じてまいります。

断熱材事業は、販売戦略を強化するとともに、製品ラインナップを拡充し、更なる成長を図ります。具体的には、当社においては、炉材の受注拡大に引き続き取り組み、既存顧客に対し現状購入製品以外の受注や、横展開営業活動での新規顧客の獲得を行います。また、断熱材に拘らない周辺商材の販売を行います。連結子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司においては、太陽光発電パネル製造向け拡散炉用ヒーターモジュールの需要が拡大しており、引き続き太陽電池関連についての需要が拡大する見込みであることから、設備投資を行い、売上の拡大を図ります。

アーカイブ事業は、運営の効率化やリソースの再配置を行い、インダストリアルソリューション事業は、市場規模に対応した効率的な事業運営を進め、それぞれ利益の最大化を図ります。

ナノマテリアル事業は、売上の拡大や顧客の要求に応えられる生産体制を構築し、事業成長のスピードアップを図ります。具体的には、営業戦略として、本格採用の道筋が見えてきた顧客への対応力の強化や、採用が見えてきた業界への横展開営業活動による新規顧客の開拓及び海外展開を行います。また、自動車、インフラ、航空機業界への重点展開やスポーツ・レジャー業界の開拓等を行います。技術戦略としては、製品ラインナップの拡充、量産化本採用に向けた体制の強化、品質保証体制の確立及び人材の拡充や育成強化等を行います。

当社グループは、ナノマテリアル事業の成長と、断熱材事業の更なる成長を糧に、事業構造改革のスピードを上げ、機能性材料メーカーへの転換を図ってまいります。これによ

り、事業ポートフォリオの最適化を図り、事業構造を転換し、継続的な安定収益をあげる企業に変わります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の計2社で構成されており、電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスクの販売、産業用及びAV機器用光ドライブの開発・製造・販売、業務用テストディスクの開発・製造・販売、ナノマテリアルの研究開発・製造及び販売を行っております。

(6) **主要な営業所及び工場** (2023年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所及び工場

名 称	所 在 地
国立オプティクス	東京都国立市
所沢オプティクス	埼玉県所沢市
東村山事業所	東京都東村山市
福島双葉工場	福島県双葉郡双葉町
台北支店	台湾台北市

② 子会社の事業所

名 称	所 在 地
阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司	中華人民共和国江蘇省呉江経済技術開発区

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
224名	45名(増)

(注) 上記従業員数には、出向社員、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
41名	6名(増)	46.9歳	8.92年

(注) 上記従業員数には、出向社員、臨時従業員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	500百万円
株式会社みずほ銀行	142百万円
株式会社三井住友銀行	150百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 36,769,264株

② 発行済株式の総数 18,656,316株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は2,884,000株増加しております。

③ 株主数 8,488名

④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
高橋 靖	902,000株	4.86%
株式会社 SBI証券	887,696	4.78
日本証券金融株式会社	720,800	3.88
津田 鉄也	400,700	2.16
J P モルガン証券株式会社	322,679	1.73
渋谷 健太郎	180,000	0.97
板倉 善吉	170,000	0.91
野村証券株式会社	153,900	0.82
鈴木 直人	148,500	0.80
三原 茂	131,100	0.70

（注）当社は、自己株式を111,437株保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高橋 靖	執行役員（断熱材事業・インダストリアルソリューション事業・アーカイブ事業担当） 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事長
取締役	関 清美	執行役員（総務・経理・情報開示・IR担当） 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司監事
取締役	吹野 洋平	阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事、総経理
取締役	星島 時太郎	執行役員（ナノマテリアル事業・新規事業担当）
取締役	深川 敏弘	執行役員（ナノマテリアル技術・炭素関連事業担当）
取締役（監査等委員）	漆山 伸一	公認会計士・漆山パートナーズ会計事務所代表
取締役（監査等委員）	藤井 篤	アルタイル法律事務所 所長弁護士
取締役（監査等委員）	吉江 建一	一般社団法人プロダクト・イノベーション協会常任理事

- (注) 1. 取締役（監査等委員）漆山伸一氏、藤井篤氏及び吉江建一氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）漆山伸一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役（監査等委員）漆山伸一氏、藤井篤氏及び吉江建一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社グループの取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものは除きます。）を填補することとしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

当社株主総会において承認を得られた報酬等の限度額の範囲内において、各取締役の責任、役割に応じて決定するものとする。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等はないため、現時点では方針を定めないものとする。発生した際には改めて決定方針を定めるものとする。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等はないため、現時点では方針を定めないものとする。発生した際には改めて決定方針を定めるものとする。

d. 報酬等の割合に関する方針

現時点では固定報酬等のみであるため、取締役の個人別の報酬等の額全体に対する固定報酬等の額の割合を100%とする。今後、業績連動報酬等または非金銭報酬等が発生する際には、改めて割合について決定方針を定めるものとする。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

現時点では、固定報酬等のみであるため、毎月、一定額を支給するものとする。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

- ・取締役会決議により個人別の内容についての決定を代表取締役社長に委任するものとする。
- ・委任する権限の内容については、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定とする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	78.6	78.6	-	-	5
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役 (監査等委員)	11.4	11.4	-	-	3
(うち社外取締役)	(11.4)	(11.4)	(-)	(-)	(3)
合 計	90.0	90.0	-	-	8
(うち社外取締役)	(11.4)	(11.4)	(-)	(-)	(3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2017年6月27日開催の第37期定時株主総会において、取締役 (監査等委員を除く) について年額200百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない)、取締役 (監査等委員) について年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名 (うち、監査等委員は3名) です。
3. 取締役会は、代表取締役社長高橋靖に対し各取締役 (監査等委員を除く) の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

ハ. 社外取締役が親会社等又は親会社等の子会社等 (当社を除く) から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- ・ 取締役 (監査等委員) 漆山伸一氏は公認会計士であり、漆山パートナーズ会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役 (監査等委員) 藤井篤氏はアルタイル法律事務所の所長弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役 (監査等委員) 吉江建一氏は一般社団法人プロダクト・イノベーション協会の常任理事であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席・発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 漆 山 伸 一	当事業年度において開催された取締役会14回全てに、また、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、積極的に意見を述べており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員において、主に当社の会計処理及び内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 藤 井 篤	当事業年度において開催された取締役会14回のうち13回、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。弁護士としての法律に関する専門的な知識と経験から、積極的に意見を述べており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 吉 江 建 一	当事業年度において開催された取締役会14回のうち13回、監査等委員会9回の全てに出席いたしました。海外を含む豊富なビジネス経験や、大学院での特任教授としての高い見識から、積極的に意見を述べており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が4回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 Mazars有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたアーク有限責任監査法人は、2022年6月24日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的に区分もできませんので、合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。
4. 上記報酬以外に前会計監査人であるアーク有限責任監査法人に対して、引継ぎ業務に係る報酬として300千円を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,437,089	流動負債	2,156,494
現金及び預金	1,464,930	買掛金	432,592
受取手形	855,395	短期借入金	214,799
売掛金	984,925	1年内返済予定の長期借入金	516,008
棚卸資産	930,443	未払法人税等	114,893
その他	227,717	前受金	575,266
貸倒引当金	△26,322	賞与引当金	67,666
固定資産	1,372,800	その他	235,267
有形固定資産	1,269,455	固定負債	263,967
建物及び構築物	487,427	長期借入金	61,324
機械装置及び運搬具	722,621	退職給付に係る負債	42,883
その他	59,405	繰延税金負債	159,760
無形固定資産	3,361	負債合計	2,420,461
その他	3,361	(純資産の部)	
投資その他の資産	99,984	株主資本	3,171,917
その他	99,984	資本金	1,218,787
資産合計	5,809,890	資本剰余金	1,172,167
		利益剰余金	869,747
		自己株式	△88,785
		その他の包括利益累計額	210,817
		為替換算調整勘定	210,817
		新株予約権	6,693
		純資産合計	3,389,428
		負債・純資産合計	5,809,890

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,940,625
売上原価		3,383,808
売上総利益		1,556,817
販売費及び一般管理費		1,021,249
営業利益		535,567
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,930	
その他の	41,595	43,526
営業外費用		
支払利息	5,822	
その他の	3,470	9,293
経常利益		569,801
特別利益		
固定資産売却益	57	
新株予約権戻入益	440	
補助金収入	21,009	21,507
特別損失		
固定資産売却損	2,468	
固定資産除却損	4,790	
固定資産圧縮損	11,999	
減損損失	154,881	174,139
税金等調整前当期純利益		417,169
法人税・住民税及び事業税	195,336	
法人税等調整額	57,768	253,105
当期純利益		164,064
非支配株主に帰属する 当期純利益		—
親会社株主に帰属する 当期純利益		164,064

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
期 首 残 高	1,607,379	1,560,759	△494,316	△88,785	2,585,036
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	211,408	211,408			422,817
減 資	△600,000	600,000			—
欠 損 填 補		△1,200,000	1,200,000		—
親会社株主に帰属する 当期純利益			164,064		164,064
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	△388,591	△388,591	1,364,064	—	586,881
期 末 残 高	1,218,787	1,172,167	869,747	△88,785	3,171,917

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
期 首 残 高	142,204	142,204	23,798	2,751,038
連結会計年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				422,817
減 資				—
欠 損 填 補				—
親会社株主に帰属する 当期純利益				164,064
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	68,613	68,613	△17,105	51,508
連結会計年度中の変動額合計	68,613	68,613	△17,105	638,389
期 末 残 高	210,817	210,817	6,693	3,389,428

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,795,621	流動負債	878,730
現金及び預金	1,066,327	買掛金	150,397
受取手形	9,583	短期借入金	150,000
電子記録債権	23,544	1年内返済予定の長期借入金	516,008
売掛金	288,799	未払費用	34,081
商品及び製品	199,245	未払法人税等	8,381
仕掛品	32,304	前受金	1,368
原材料及び貯蔵品	17,890	賞与引当金	14,421
その他	157,925	その他の	4,071
固定資産	1,173,325	固定負債	104,207
有形固定資産	784,818	長期借入金	61,324
建物	351,320	退職給付引当金	42,883
機械装置	356,952	負債合計	982,937
工具器具及び備品	11,796	(純資産の部)	
その他	64,748	株主資本	1,979,316
投資その他の資産	388,507	資本金	1,218,787
出資金	11,050	資本剰余金	1,172,167
関係会社出資金	302,736	資本準備金	1,172,167
その他	74,720	利益剰余金	△322,852
資産合計	2,968,947	利益準備金	50,898
		その他利益剰余金	△373,751
		別途積立金	1,667,000
		繰越利益剰余金	△2,040,751
		自己株式	△88,785
		新株予約権	6,693
		純資産合計	1,986,009
		負債・純資産合計	2,968,947

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,546,472
売上原価		1,142,945
売上総利益		403,526
販売費及び一般管理費		668,507
営業損失		264,981
営業外収益		
受取利息及び配当金	372	
その他の	121,149	121,521
営業外費用		
支払利息	5,441	
その他の	3,271	8,713
経常損失		152,173
特別利益		
新株予約権戻入益	440	
補助金収入	21,009	21,449
特別損失		
固定資産圧縮損	11,999	
減損損	154,881	166,880
税引前当期純損失		297,604
法人税・住民税及び事業税	6,039	6,039
当期純損失		303,643

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金						
期 首 残 高	1,607,379	1,560,759	—	1,560,759	50,898	1,667,000	△2,937,107
事業年度中の変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	211,408	211,408		211,408			
減 資	△600,000	△600,000	1,200,000	600,000			
欠 損 填 補			△1,200,000	△1,200,000			1,200,000
当 期 純 損 失							△303,643
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)							
事業年度中の変動額合計	△388,591	△388,591	—	△388,591	—	—	896,356
期 末 残 高	1,218,787	1,172,167	—	1,172,167	50,898	1,667,000	△2,040,751

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	利益剰余金 合 計				
期 首 残 高	△1,219,209	△88,785	1,860,143	23,798	1,883,941
事業年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)			422,817		422,817
減 資			—		—
欠 損 填 補	1,200,000		—		—
当 期 純 損 失	△303,643		△303,643		△303,643
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)				△17,105	△17,105
事業年度中の変動額合計	896,356	—	119,173	△17,105	102,068
期 末 残 高	△322,852	△88,785	1,979,316	6,693	1,986,009

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社アルメディオ
取締役会 御中Mazars有限責任監査法人
東京都港区指定有限責任社員 公認会計士 大矢 昇 太
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 後藤 正 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルメディオの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルメディオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第43期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人Mazars有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社アルメディア オ 監査等委員会

監査等委員	漆	山	伸	一	㊟
監査等委員	藤	井	篤	篤	㊟
監査等委員	吉	江	建	一	㊟

(注) 監査等委員漆山伸一、監査等委員藤井篤及び監査等委員吉江建一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社アルメディオ
取締役会 御中

Mazars有限責任監査法人
東京都港区
指定有限責任社員 公認会計士 大 矢 昇 太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 後 藤 正 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルメディオの2022年4月1日から2023年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mazars有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社アルメディオ 監査等委員会

監査等委員 漆山伸一 ㊞

監査等委員 藤井篤 ㊞

監査等委員 吉江建一 ㊞

(注) 監査等委員漆山伸一、監査等委員藤井篤及び監査等委員吉江建一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、当社の監査等委員会は、本議案に関しまして、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たか 高橋 はし 靖 (1967年5月15日生)	1994年3月 当社入社 2001年4月 当社企画部事業企画課長 2005年10月 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司出向 2011年6月 当社取締役 2013年6月 当社常務取締役 2013年11月 当社代表取締役常務 2014年1月 当社代表取締役社長（断熱材事業担当） 2015年10月 当社代表取締役社長 2017年3月 当社代表取締役社長兼執行役員（断熱材事業・インダストリアルソリューション事業・アーカイブ事業担当）（現任） (重要な兼職の状況) 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事長	902,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>高橋靖氏は、取締役としての高い倫理観・公平性などの人格的要素を備え、新規事業として子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司を立ち上げ、営業先の開拓を行い事業の成長を牽引するなど、豊富な海外及び業務経験を有しております。2014年1月に当社代表取締役社長に就任し、当社グループの経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分にその職責を果たしてまいりました。また、断熱材事業は成長を重ね2023年3月期においては、当社グループの総売上高のうち、80.1%の構成比を占めるまでになりました。事業構造改革のスピードを上げ、機能性材料メーカーへの転換を図るにあたり、引き続き豊富な経験とこれに基づく知見を活かし、当社グループの監督、統轄を適切に行うことが、企業価値の向上に繋がると判断したためであります。</p>		

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	せき 清 美 関 清 美 (1959年5月12日生)	2001年12月 株式会社ジェイシーエヌランド取締役 2002年6月 当社常勤監査役 2017年6月 当社取締役兼執行役員(総務・経理担当) 2018年1月 当社取締役兼執行役員(総務・経理・情報開示・IR担当)(現任) (重要な兼職の状況) 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司監事	19,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>関清美氏は、取締役としての高い倫理観・公平性などの人格的要素を備え、財務・会計に関する知見と経験を有しております。また、コーポレートガバナンスなどの高い見識を備えており、管理部門を統括し、経営の中核を担い、企業価値の向上において十分にその職責を果たしてまいりました。引き続き豊富な経験とこれに基づく知見を活かし、取締役としての役割を果たしていくことが、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断したためであります。</p>		
3	ふきの 吹野 洋平 (1961年2月9日生)	2005年7月 当社入社 2005年10月 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司出向 2011年7月 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司董事 2014年7月 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司総経理 2015年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司董事・総経理	59,900株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>吹野洋平氏は、取締役としての高い倫理観・公平性などの人格的要素を備え、当社子会社・阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司を立ち上げ、卓越した新製品開発力により他社と差別化した品質やサービスの提供を行うなどの豊富な業務経験を有しており、断熱材事業及び子会社の事業拡大において十分にその職責を果たしてまいりました。引き続き豊富な経験とこれに基づく知見を活かし、取締役としての役割を果たしていくことが、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断したためであります。</p>		

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	ほしじまときたろう 星島時太郎 (1948年5月6日生)	2006年6月 三菱化学産資株式会社常務取締役 2008年6月 三菱化学株式会社執行役員 2013年4月 同社顧問 2014年4月 当社新規事業開発顧問 2019年1月 当社炭素関連事業執行役員 2019年6月 当社取締役兼執行役員(ナノマテリアル事業・新規事業担当) (現任)	1,100株
【取締役候補者とした理由】 星島時太郎氏は、取締役としての高い倫理観・公平性などの人格的要素を備え、海外での豊富な業務経験に加え炭素繊維に関する深い専門能力を有しており、新規事業としてナノマテリアル事業の立ち上げ及び営業展開において十分にその職責を果たしてまいりました。引き続き豊富な経験とこれに基づく知見を活かし、取締役としての役割を果たしていくことが、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断したためであります。			
5	ふかがわとしひろ 深川敏弘 (1956年4月9日生)	2011年4月 三菱樹脂株式会社理事 2012年4月 株式会社三菱化学科学技術研究センター常務取締役 2013年11月 三菱化学株式会社理事 2015年6月 大陽日酸株式会社執行役員 2017年7月 同社技監 2019年7月 当社執行役員(ナノマテリアル技術・炭素関連事業担当) 2022年6月 当社取締役兼執行役員(ナノマテリアル技術・炭素関連事業担当) (現任)	—
【取締役候補者とした理由】 深川敏弘氏は、取締役としての高い倫理観・公平性などの人格的要素を備え、炭素繊維に関する豊富な経験・知識と深い専門能力を有しており、ナノマテリアル技術の向上及び品質保証体制の構築において十分にその職責を果たしてまいりました。引き続き豊富な経験とこれに基づく知見を活かし、取締役としての役割を果たしていくことが、当社グループの企業価値の向上に繋がると判断したためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	うるし やま しん いち 漆山伸一 (1965年5月23日生)	1989年4月 監査法人トーマツ入社 1991年9月 公認会計士登録 1996年4月 漆山公認会計士事務所設立（現 漆山パートナーズ会計事務所代表）（現任） 2014年6月 当社非常勤社外監査役 2017年6月 当社監査等委員である社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 漆山パートナーズ会計事務所 代表	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 漆山伸一氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営者としての経験、公認会計士としての専門的知識並びに豊富な経験等を有しており、特に財務・会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。			
2	ふじ い あつし 藤井篤 (1950年4月5日生)	1979年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 1997年4月 第二東京弁護士会事務局長 1999年10月 日本弁護士連合会司法改革担当嘱託 2000年6月 当社非常勤社外監査役 2002年4月 第二東京弁護士会副会長 2005年9月 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所 所長 2014年11月 アルタイル法律事務所開設 所長弁護士（現任） 2018年11月 当社一時取締役（監査等委員である社外取締役） 2019年6月 当社監査等委員である社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) アルタイル法律事務所 所長弁護士	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 藤井篤氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、2017年6月27日開催の第37期定時株主総会まで当社監査役として16年に亘り、経営全般に対する助言や取締役会の監督を行ってきており、弁護士としての法的経験・知識が豊富であり、特に弁護士としての専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	よし え けん いち 吉 江 建 一 (1956年1月5日生)	<p>1984年 4 月 三菱化成工業株式会社入社</p> <p>2001年 4 月 MC Research & Innovation Inc. (三菱化学米国法人) President</p> <p>2006年 7 月 三菱化学産資株式会社 (現 三菱樹脂株式会社) AQSQAプロジェクトマネージャー</p> <p>2015年 1 月 三菱樹脂株式会社 退職</p> <p>2015年 2 月 東京大学大学院工学系研究科化学システム工学専攻 特任教授：プラクティススクール担当 兼任 一般社団法人プロダクト・イノベーション協会主席コンサルタント</p> <p>2021年 3 月 東京大学大学院工学系研究科化学システム工学専攻 特任教授 定年退職</p> <p>2021年 4 月 一般社団法人プロダクト・イノベーション協会常任理事 (現任) 東京大学大学院工学系研究科化学システム工学専攻特任研究員及び非常勤講師 (現任)</p> <p>2021年 6 月 当社監査等委員である社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人プロダクト・イノベーション協会常任理事 東京大学大学院工学系研究科化学システム工学専攻特任研究員及び非常勤講師</p>	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>吉江建一氏を社外取締役候補者とした理由は、海外を含む豊富なビジネス経験や米国法人での経営経験があり、大学院での特任教授として高い見識を有していることから、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 漆山伸一氏、藤井篤氏及び吉江建一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、漆山伸一氏、藤井篤氏及び吉江建一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 漆山伸一氏、藤井篤氏及び吉江建一氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。漆山伸一氏の在任期間は本総会終結の時をもって6年、藤井篤氏は4年7カ月、吉江建一氏は2年となります。なお、漆山伸一氏及び藤井篤氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役を含む被保険者の取締役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、漆山伸一氏、藤井篤氏及び吉江建一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略 歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
いしかわかずし 石川和司 (1972年10月13日生)	1999年12月 司法書士登録 2001年1月 司法書士石川和司事務所開設 2009年9月 同事務所法人化 2014年7月 スクエアワン株式会社設立 (スクエアワン株式会社 代表取締役) (現任) (重要な兼職の状況) スクエアワン株式会社 代表取締役	—
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>石川和司氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、会社経営者としての豊富な経験・知見を有しており、特に司法書士として培われた高度な専門的観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 石川和司氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 石川和司氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、監査等委員である取締役を含む被保険者の取締役の損害を当該保険契約によって填補することとしております。石川和司氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 石川和司氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。

以上

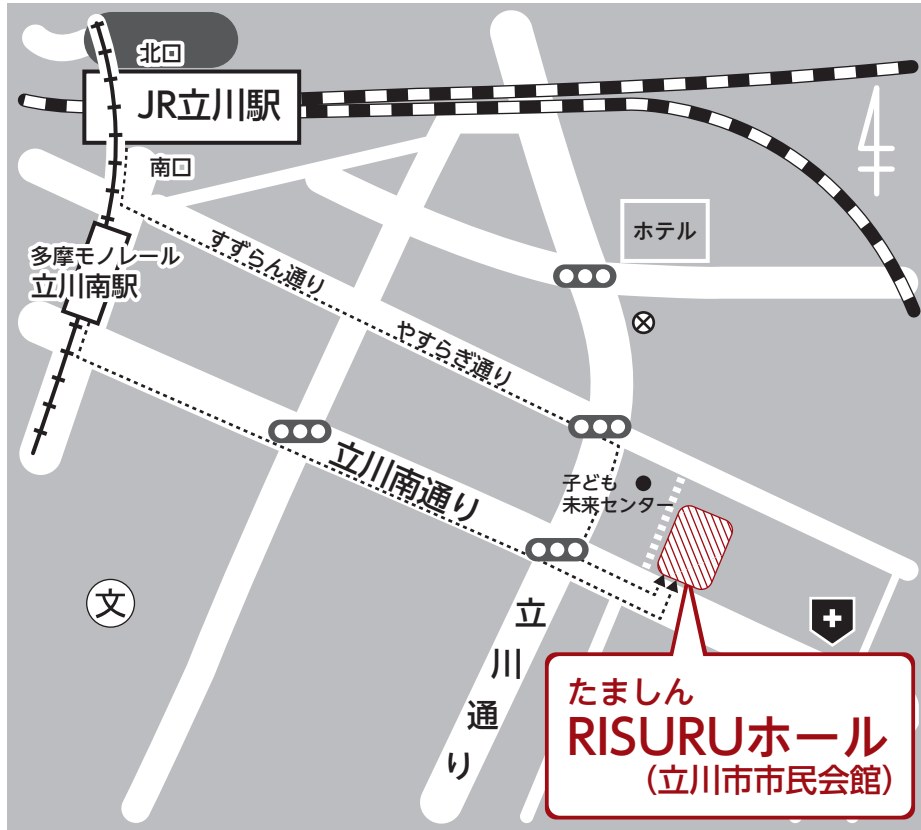
<決議通知について>

本定時株主総会の決議の結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたします。
なお、当該開示を以て決議通知に代えさせていただきますので、ご了承くださいませよう、
お願い申し上げます。

(<https://www.almedio.co.jp/>)

株主総会会場ご案内図

東京都立川市錦町三丁目3番20号
たましんRISURUホール（立川市市民会館）小ホール



J R立川駅南口より、すすらん通りを直進。徒歩13分
多摩モノレール立川南駅より、立川南通りを直進。徒歩13分

なお、誠に恐れ入りますが、駐車場は台数に限りがございますので
最寄りの交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。